

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項～評議員

社会福祉法の改正が平成 28 年 3 月 31 日に行われました。

それに伴って、厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課から「**社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)**」という事務連絡が発出されています。

この考え方に沿って、厚生労働省令が作成される予定です。

その内容をまとめます。

今シリーズ第 1 回は、**評議員**を取り上げます。

1. 評議員の選任及び解任

イ. 評議員の選任及び解任方法

評議員の選任及び解任の方法は、定款で定めなければなりません。

その具体的な方法は、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関(例えば、**評議員選任・解任委員会**)を設置し、この機関の決定にしたがって行うことが考えられます。

ロ. 最初の評議員の選任

評議員については、平成 29 年 4 月 1 日までに、あらかじめ選任しておかなければなりません(法第 39 条)。そのためには、①イ. の趣旨を踏まえた評議員の選任方法を記載した定款変更を行った上で、それに基づき評議員を選任しておく必要があります。

なお、あらかじめ選任した評議員の任期は平成 29 年 4 月 1 日から開始します。平成 29 年 3 月 31 日において評議員である者の任期は、同日において満了します。

2. 評議員の資格等

社会福祉法人の評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任されます。以下イ. からハ. の要件に適合していなければなりません。

イ. 評議員の欠格事由

法第 40 条を参照してください。

ロ. 評議員の兼職禁止

評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の**理事、監事又は職員を兼ねることはできません**(法第40条第2項)。

ハ. 評議員の特殊関係者

評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません(法第40条第4項及び第5項)。



「**特殊の関係がある者**」について、次の内容が厚生労働省令において定められる予定です。

- ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該評議員が役員(*1)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員(*1)又は職員(これらの役員(当該評議員を含む。)又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
(*1) 業務執行をする社員を含む。
- ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員(*2)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員(*2)又は職員(これらの役員(当該評議員を含む。)又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
(*2) 業務執行をする社員を含む。
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人(*3)の役員又は職員
(*3) 当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人。

- ⑨ 次に掲げる団体(*4)においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である、評議員又は役員(これらの評議員又は役員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)

(*4) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学
共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

二. 評議員の員数

評議員の数は、**理事の員数を超える数**とされています(法第 40 条第 3 項)。

ただし、一定の事業規模を超えない法人については、平成 29 年 4 月 1 日から 3 年間、4 人以上となります(改正法附則第 10 条)。

ホ. 評議員の確保の支援

地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援が行われます。

① 地方自治体が行うべき支援

法人からの評議員の確保に関する相談に応じて必要な支援を行う。また、ホ.
②に定める社会福祉協議会が行う取組を支援することが求められる。

② 社会福祉協議会に期待される取組

- ・担当者(部署)を決定し、社会福祉法人から要請があった場合には、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報を提供する。
- ・あらかじめ社会福祉法人のニーズ等を把握するため、社会福祉法人に対する説明会や調査等を行う。
- ・評議員の候補者となり得る地域住民への説明会の開催等により評議員会制度に係る理解の促進を図る。

3. 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです(法第 41 条第 1 項)。

また、定款で「4 年」を「6 年」まで延長することができます(同項ただし書)。